

# 光陽トラスト株式会社

(2003年度版)

## 【はじめに】

本書は、平成15年3月期（平成14年4月～平成15年3月）における当社の会社概要、営業の状況及び経理の状況について記載したものです。

## 【主な記載事項について】

### 1. 会社の概況

「会社の沿革」	当社の設立から現在までの沿革を記載しています。
「会社の目的」	定款に記載された当社の目的を記載しています。
「事業の内容」	当社の経営組織、事業の内容について記載しています。
「財務の概要」	平成15年3月期における資本金、純資産額、営業収益、経常利益等の主要な財務指標について記載しています。
「主要株主名」	所有株式数の多い株主10名の氏名、所有株式数等を記載しています。
「役員の状況」	当社の役員の氏名、主要略歴等を記載しています。
「従業員の状況」	当社の社員数、登録外務員数等を記載しています。

### 2. 営業の状況

「営業方針」	当社の営業方針、企業の特徴等について記載しています。
「当社及び当業界を取巻く環境」	内外の経済の状況、商品先物取引業界の動向等について記載しています。
「営業の経過及び成果」	営業の平成14年度における業績について記載しています。
「対処すべき課題」	当社が対応すべき今後の課題等について記載しています。
「受託業務管理規則」	当社が受託業務の適切な遂行の為に定めている社内管理規則を記載しています。

### 3. 経理の状況

#### 「財務比率」

$$(a) \text{ 純資産余裕比率} = \frac{\text{純資産額} (*)}{\text{必要純資産額}} \times 100$$

(\* 純資産額) とは、資産から商品取引責任準備金（商品取引所法に基づく引当金）を除いた負債を控除したものをいい、「必要純資産額」とは、商品市場ごとに定められた商品取引員として必要とされる純資産のことをいいます。）

商品取引所法の規定により商品取引員が有していなければならない必要純資産額に対する純資産の余裕度をみるもので、比率が高いほど法定基準に対する余裕があるといえます。

$$(b) \text{ 自己資本資本金比率} = \frac{\text{自己資本}}{\text{資本金}} \times 100$$

資本金に対する取崩し可能な資本を含む自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定しているといえます。

$$(c) \text{ 自己資本比率} = \frac{\text{自己資本}}{\text{総資本}} \times 100$$

総資本に占める自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど長期的な支払能力の安定性が高いといえます。

自 己 資 本

$$(d) \text{ 修正自己資本比率} = \frac{\text{総資産額} - \text{委託者に係る取引所預り金額} - \text{分離保管預り金額}}{\text{総資産額} - \text{委託者に係る取引所預り金額} - \text{分離保管預り金額}} \times 100$$

委託者から預けを受けた委託金(現金・代用有価証券のうち、委託者の取引に係る取引所への預り金額及び委託者債権の分離保管制度に基づいて金融機関への預けられている額)は実質的に事業資金として使用出来ない事から、これらの預り額を控除した資産総額に占める自己資本の割合をみたものです。

$$(e) \text{ 当座性資金等比率} = \frac{\text{当座性資金等} (*)}{\text{流動負債額}} \times 100$$

(\* 「当座性資金等」とは、流動資産のうち、現金、預金、金銭の信託、受取手形、有担保委託者未収金、売掛金、有価証券、商品、保管有価証券、差入保証金、有担保委託者損差金及び未収物(取引)送金を言います。)

短期間で支払期限の到来する流動負債と短期間で現金化する可能性のある当座性資金等を対比したもので、比率が低いほど短期的な支払能力の安定性が高いといえます。流動比率との違いは、流動資産のうち、より現金化する可能性の高い「当座性資金等」を指標としているところです。

$$(f) \text{ 委託者未収金比率} = \frac{\text{委託者未収金 (長期末収債権に属するものを含む)}}{\text{純資産額}} \times 100$$

正味の資産である純資産に対する委託者未収金の割合をみるもので、比率が低いほど経営が安定しているといえます。

$$(g) \text{ 借入金等比率} = \frac{\text{借入金} + \text{借入有価証券} + \text{社債 (転換社債を含む)}}{\text{総資産額}} \times 100$$

総資産に占める借入金の割合をみるもので、比率が低いほど経営が安定しているといえます。

$$(h) \text{ 経常収支率} = \frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$$

経常的に発生する収益と費用を対比したもので、比率が高いほど経常的な収益力が高いといえます。

$$(i) \text{ 負債比率} = \frac{\text{負債合計額}}{\text{純資産額}} \times 100$$

純資産と負債合計を対比したもので、比率が低いほど長期的支払能力の安定性が高いといえます。

$$(j) \text{ 流動比率} = \frac{\text{流動資産額}}{\text{流動負債額}} \times 100$$

短期間で支払期限の到来する流動負債と短期間で現金化する可能性のある流動資産を対比したもので、比率が高いほど、短期的な支払能力の安定性が高いといえます。

$$(k) \text{ 委託手数料収益比率} = \frac{\text{(商品先物取引に係る) 委託手数料}}{\text{経常収益}} \times 100$$

経常収支に占める委託手数料収入の割合をみるもので、比率が高いほど収益が手数料収入に依存している割合が高いといえます。

$$(l) \text{ 自己売買収益率} = \frac{\text{自己売買収益}}{\text{経常収益}} \times 100$$

経常収益に占める自己売買収益の割合をみるもので、比率が高いほど収益が自己売買収益に依存している割合が高いといえます。

4. 業務関連項目

- ① 月間売買高 各商品ごとの月間の売買枚数について委託・自己別に記載
- ② 月末建玉状況 各商品ごとの月末現在の建玉数について委託・自己別に記載

# 1. 会社の概況

## ① 会社名等

商品取引員名	光陽トラスト株式会社
代表者名	代表取締役社長 権藤 公夫
本店所在地	東京都中央区東日本橋2-13-2
電話番号	03-5687-9111

## ② 会社の沿革

年 月	概 要
昭和25年11月	株式会社三和商会設立。資本金200万円。
昭和27年 8月	神戸穀物商品取引所会員加入。
昭和43年 4月	株式会社直木三和に商号変更。資本金を800万円に増資。
昭和46年 1月	商品取引所法の改正により、従来の商品仲買人から商品取引員に呼称変更。
昭和48年 6月	資本金を2,000万円に増資。
7月	農林大臣より、神戸穀物商品取引所農産物市場の商品取引員の許可を受ける。
昭和57年 4月	株式会社ユニバース取引に商号変更。本社を神戸市中央区磯辺通4-1-8に移転。
7月	資本金を4,000万円に増資。
11月	三菱商事株式会社に商号変更。
昭和58年 6月	資本金を8,000万円に増資。
昭和63年 8月	資本金を4,000万円に減資。
11月	大阪支店開設。
12月	農林大臣より、大阪砂糖取引所砂糖市場の商品取引員の許可を受ける。
平成 2年 8月	資本金を6,000万円に増資。
平成 3年 4月	京都支店開設。
8月	農林大臣より関門商品取引所農産物市場の商品取引員の許可を受ける。
9月	福岡支店開設。
10月	通産大臣より大阪繊維取引所綿糸・毛糸市場の商品取引員の許可を受ける。
10月	通産大臣より神戸ゴム取引所ゴム市場の商品取引員の許可を受ける。
平成 4年 8月	東京支店開設。
10月	資本金を20,000万円に増資。
平成 5年 3月	資本金を30,000万円に増資。
10月	大阪穀物・大阪砂糖・神戸穀物3取引所合併による関西農産商品取引所の設立で、同取引所商品取引員の許可を受ける。
平成 7年 3月	本社を東京都中央区日本橋蛸町2-13-6に移転。
6月	資本金を50,000万円に増資。
12月	東京支店を渋谷支店に商号変更。
平成 9年 4月	通産大臣より神戸ゴム取引所天然ゴム指数市場の商品取引員の許可を受ける。
10月	大阪繊維・神戸ゴム、2取引所合併により大阪商品取引所の設立、同取引所アルミニウム市場の商品取引員の許可を受ける。
11月	光陽トラスト株式会社に商号変更。
平成11年11月	農林大臣より中部商品取引所畜産物市場の取引の受託の許可を受ける。
12月	通産大臣より中部商品取引所石油市場の取引の受託の許可を受ける。
平成12年 3月	渋谷支店を廃止し、名古屋支店を開設する。
7月	福岡支店移転
平成13年 2月	資本金を52,125万円に増資。
8月	大阪支店廃止

平成13年10月	ディプロ株式会社を吸収合併 本社を東京都中央区東日本橋2-13-2に移転 資本金を1,535,012千円に変更 新宿支店、秋田支店、郡山支店、長野支店、名古屋錦支店、大阪支店、博多支店設置 東京工業品取引所 ゴム市場・貴金属市場・石油市場・アルミニウム市場、東京穀物商品 取引所 農産物市場・砂糖市場 取引の受託業務を承継
11月	博多支店廃止 名古屋錦支店廃止
12月	大阪支店移転
平成14年 3月	札幌支店開設
4月	新宿支店移転
8月	経産大臣より大阪商品取引所ニッケル市場の取引の受託の許可を受ける。
10月	秋田支店廃止 盛岡支店開設
12月	京都支店廃止 金沢支店開設

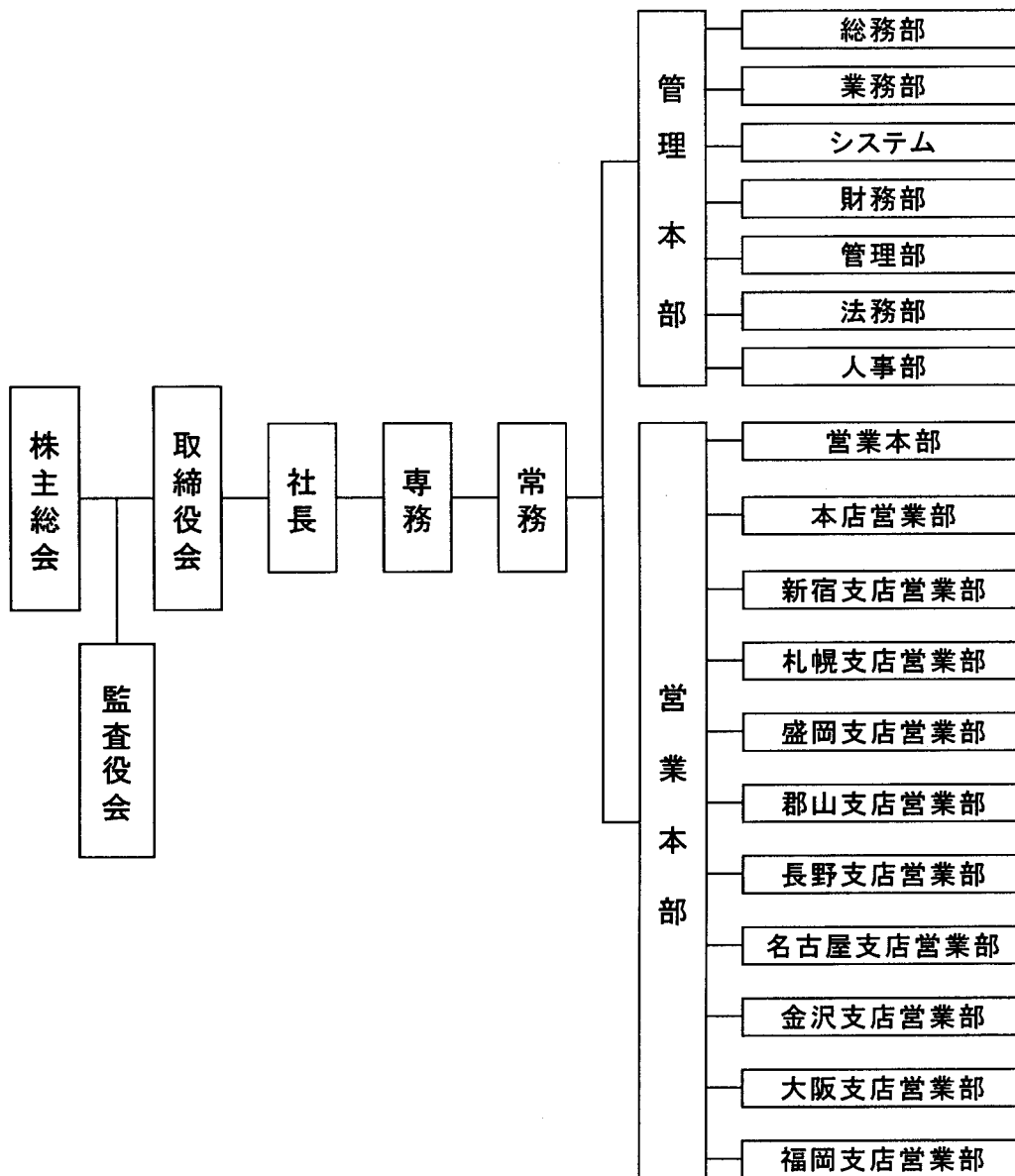
### ③ 会社の目的

- (1) 商品取引所法に基づく商品市場における上場商品及び上場商品指数の取引（オプション取引を含む。）、取引の受託及び取次ぎ
- (2) 前号に規定する上場商品の売買、売買の仲介並びに輸出入
- (3) 商品投資に係る事業の規制に関する法律に基づく商品投資販売業並びに商品投資顧問業
- (4) 金融先物取引法に基づく金融先物取引並びにその受託等
- (5) 特定債権等に係る事業の規制に関する法律に基づく小口債権販売業
- (6) 海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律に基づく海外商品市場における先物取引並びにその受託等
- (7) 有価証券の投資
- (8) 外国為替取引
- (9) 不動産の売買、交換、貸借及びその仲介並びに所有、管理及び利用
- (10) 前各号に付帯する一切の業務

(注) 上記のうち\_\_\_線部分の事業は、現在行っておりません。

#### ④ 事業の内容

(1) 経営組織 当社の経営組織は、次の通りです。



#### (2) 業務の内容

当社は、商品取引所法に基づき設置された商品取引所が開設する商品市場に上場されている各種商品の売買並びに先物取引（現物先物取引、現金決済先物取引、指数先物取引及び先物オプション取引。以下「商品市場における取引」という。）について、顧客の委託を受けて執行する業務（以下「受託業務」という。）及び自己の計算に基づき執行する業務（以下「自己売買業務」という。）を主たる業務としております。

##### (a) 主たる業務

###### イ) 商品市場における取引の受託業務

当社は、商品取引所法第126条第1項に基づき、下記の商品市場における取引の受託業務を行うことの出来る商品取引員として、農林水産大臣及び通商産業大臣より「第1種商品取引受託業」

の許可を受けております。(許可番号：農林水産省「指令13総合第3486号」、経済産業省「平成13・11・20商第20号」)

取引所名	市場名	農産物	砂糖	貴金属	ゴム	ゴム指数	綿糸	アルミ	ニッケル	畜産物	石油	上場商品
東京工業品取引所				◎	◎			◎			◎	金、銀、白金、パラジウム、アルミニウム、ガソリン、灯油、ゴム、原油
東京穀物商品取引所		◎	◎									IOM大豆、NON大豆、大豆ミール、一般大豆、小豆、粗糖、精糖、大豆オプション、粗糖オプション、トウモロコシ、トウモロコシオプション、アラビカコーヒー、ロブスターコーヒー
中部商品取引所										◎	◎	鶏卵、ガソリン、灯油
関西商品取引所		◎	◎									IOM大豆、NON大豆、小豆、粗糖、精糖、粗糖オプション
大阪商品取引所					◎	◎	◎	◎	◎			綿糸 20 番手・40 番手、ゴム RSS3 号、ゴム TSR20、天然ゴム指数、アルミニウム、ニッケル
福岡商品取引所		◎										IOM大豆、NON大豆、トウモロコシ、プロイラー小豆、大豆ミール

ロ) 商品市場における取引を行う業務

自己の計算において商品市場における取引を行う業務であります。自己売買業務(上記イ)に掲げた商品市場において行っております。

(b) 従たる業務

該当事項は有りません。

⑤ 営業所の状況

店舗の名称	所在地	電話番号
本社	東京都中央区東日本橋2-13-2	03-5687-9111
新宿支店	東京都新宿区西新宿2-6-1	03-3345-7111
札幌支店	札幌市中央区北二条西1-1	011-219-6011
盛岡支店	盛岡市盛岡駅前北通1-10	019-629-7700
郡山支店	郡山市清水台1-6-21	024-934-7181
長野支店	長野市南県町1042-1	026-234-5228
名古屋支店	名古屋市中区錦1-6-17	052-222-6667
金沢支店	金沢市尾山町2-17	076-234-7700
大阪支店	大阪市中央区本町3-3-8	06-6253-2011
福岡支店	福岡市博多区博多駅東2-14-1	092-475-3331

## ⑥ 財務の概要 (平成15年3月決算期)

(a) 資本金		1,535,012千円
(b) 純資産額	*1	5,903,983千円
(c) 必要純資産額	*2	1,750,000千円
(d) 総資産額		15,303,275千円
(e) 営業収益		7,370,547千円
(うち、受取委託手数料)		(6,126,280千円)
(f) 経常利益		1,864,555千円
(g) 当期利益		1,153,878千円

\*1 純資産額の算出方法は (資産 - 負債 + 商品取引責任準備金) となっております。

\*2 商品取引所法第135条第1項の規定により、当社が商品取引員として有していなければならない純資産額です。

## ⑦ 発行済株式総数

発行済株式の総数 3,070,024株 (平成15年3月31日現在)

(注) 当社の株式は、非上場であり、かつ店頭登録もしていません。

## ⑧ 主要株主名 (上位10名)

(平成15年3月31日現在)

氏名又は名称	所有株式数	所有株式数の割合
川路 耕一	2,034千株	66.28%
光陽キャピタル(株)	444千株	14.48%
光陽トラスト従業員持株会	93千株	3.05%
光陽企画(株)	79千株	2.58%
佐藤 見由	54千株	1.76%
堤 徳文	44千株	1.43%
佐藤 一義	40千株	1.30%
久保 勝長	40千株	1.30%
佐々木 美臣	34千株	1.11%
山本 尚之	32千株	1.04%
計	2,896千株	94.33%



## ⑨ 役員 の 状 況

(平成15年3月31日現在)

役職及び職名	氏名・生年月日	所有株式数
取締役 会長	川路 耕一 昭和20年11月9日	2,034千株
代表取締役 副会長	佐藤 一義 昭和23年6月27日	40千株
代表取締役 社長	権藤 公夫 昭和27年4月8日	6千株
専務取締役	白井 博 昭和23年1月6日	17千株
常務取締役	佐々木 美臣 昭和29年2月27日	34千株
取締役 (営業部門統括)	浜田 久幸 昭和32年11月27日	11千株
取締役 (営業部門統括)	佐々木 初彦 昭和30年12月5日	12千株
取締役 (営業部門統括)	竹中 靖典 昭和37年9月24日	10千株
取締役 (管理部門統括)	川名 勉 昭和18年8月10日	5千株
取締役 (管理部門統括)	高岡 健一 昭和19年4月22日	15千株

役職及び職名	氏名・生年月日	所有株式数
取締役	堤 徳文 昭和21年8月8日	44千株
取締役 (非常勤)	秋山 秀利 昭和26年1月24日	—
取締役 (非常勤)	原田 金光 昭和25年2月18日	—
取締役 (非常勤)	久保 勝長 昭和18年4月14日	40千株
監査役 (常勤)	佐藤 見由 昭和14年12月1日	54千株
監査役 (非常勤)	川路 盛雄 大正9年9月15日	—
監査役 (非常勤)	中村 一 大正13年8月4日	—
監査役 (非常勤)	水口 孝信 昭和15年6月10日	—
監査役 (非常勤)	川路 洋子 昭和27年3月1日	—

(注) 監査役川路 盛雄、中村 一及び水口 孝信は「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

## ⑩ 従業員の状況

区 分		従業員数	前年末比	平均年齢	平均勤続年数
営 業	男子	167名 (166名)	▲13名 (▲13名)	29.0才	5.5年
	女子	14名 (14名)	2名 (2名)	23.9才	1.9年
管 理	男子	68名 (40名)	▲4名 (▲1名)	37.9才	10.1年
	女子	39名 (4名)	▲4名 (2名)	34.6才	5.1年
合 計		288名 (224名)	▲19名 (▲10名)	31.6才	6.6年

(注) 従業員には臨時雇用、嘱託は含まれておりません。( )内は外務員登録所持者です。

(注) 平成13年10月2日に「ディプロ株式会社」と合併しております。

## 2. 営業の状況

### ① 営業の方針

当社におきましては、平成16年末の業界手数料の完全自由化に対応すべく、前年度(平成13年10月2日)にディプロ株式会社と合併いたしました。その結果として新資本金が15億円を超え、また役職員数におきましては350名となりました。

今年度は合併により継承いたしました取扱商品の拡大効果と、新会社としてスタートした実質の初年度であるとの意識のもとに、全社員がお客様に対するサービスの充実による、業績向上及び財務基盤の強化充実に取組んで参りました。

営業効率の向上を目指した支店網の整備においては、盛岡支店及び金沢支店の新設を行い、より広域のお客様に充実したサービスが出来る様に致しました。

社員教育におきましては、今後より一層求められる高品質であり、付加価値のあるサービスを十分に提供出来る金融全般のプロフェッショナル集団を構成すべく、総合的教育・研修を行って参ります。

また、事務管理部門におきましては、コンプライアンスを最重要課題として「お客様重視の営業」を今後も強く推進して参ります。

株価低迷に代表されるわが国経済における金融不安が続いている現在が当社飛躍のチャンスと捉え、全社員が「お客様との共栄」を目標として営業に取組んで参ります。

### ② 当社及び当業界を取巻く環境

当期の日本国経済は、デフレスパイラルからの出口を見出せない中、国際情勢の緊張の高まり、先行き不透明による個人消費の減退、株価下落、不良債権問題など多くの難題により、後退色を一層強めながら推移いたしました。

このような状況の中、当先物業界では、全国7商品取引所における総売買高は、285,069千枚(前年比12.0%増)となり5年連続で過去最高を更新しました。市場別売買高は、ゴム市場が6,976千枚(前年比53.9%増)と最も伸び、次いで農産物指数・ゴム指数・石油市場等が前年度を上回り、特に石油市場は、67,567千枚(前年比21.7%増)で市場占有率も47.4%と前年度を上回りました。

なお、当社の売買高は4,984千枚となりました。

### ③ 営業の経過及び成果

#### (1) 受取手数料部門

委託年間売買高は、2,452,979枚と前年比28%増となり、委託手数料は現物受渡し手数料を含め61億2,628万円と前年比32%増となりました。今後は、相場の乱高下に捕らわれることなく万全の対応策を検討し、お客様に安心して且、効率よくご参加頂ける環境作りを目指して参ります。

#### (2) 売買損益部門

今年度の自己売買損益は10億3,395万円の利益となりました。

以上の結果、当期営業収益は73億7,054万円(前年比86%増)、営業費用が55億2,940万円(前年比42%増)となり、営業利益は18億4,114万円(前年比2,542%増)、経常利益は18億2,380万円(前年比1,735%増)、当期利益は11億5,387万円となりました。

当事業年度の受取手数料及び売買高は次の通りであります。

(a) 受取委託手数料

(単位：千円)

期別 商品市場名	第 53 期 (自 平成14年 4月 1日) (至 平成15年 3月31日)
	農産物市場
砂糖市場	30,747
貴金属市場	1,779,626
石油市場	2,790,641
ゴム市場	282,265
アルミ市場	92,148
天然ゴム指数市場	422,172
ニッケル市場	18,850
合計	6,126,280

- (注) 1. 消費税は含まれておりません。  
2. 千円未満は切捨てて表示しております。

(b) 売買損益

(単位：千円)

期別 商品市場名	第 53 期 (自 平成14年 4月 1日) (至 平成15年 3月31日)		
	商品先物決済損益	商品先物評価損益	合計
農産物市場	△64,766	141,709	76,942
砂糖市場	36,560	6,242	42,802
貴金属市場	168,601	107,273	275,875
石油市場	806,843	△46,274	760,568
ゴム市場	69,193	29,536	98,729
アルミ市場	△30,725	4,980	△25,745
天然ゴム指数市場	41,622	△26,882	14,740
ニッケル市場	6,623	△6,269	354
畜産物市場	0	0	0
綿糸市場	0	0	0
合計	1,033,951	210,315	1,244,266

- (注) 1. 商品先物取引の売買損益は、オプション取引に係る金額を含めて計算しております。  
2. 消費税は含まれておりません。  
3. 千円未満は切捨てて表示しております。

## (c) 売買高

(単位：枚)

期別 内訳 商品市場名	第 53 期 (自 平成14年 4月 1日) (至 平成15年 3月31日)		
	委 託	自 己	合 計
農産物市場	242,873	306,926	549,799
砂糖市場	8,048	17,879	25,927
貴金属市場	361,059	473,140	834,199
石油市場	1,611,850	1,501,476	3,113,326
ゴム市場	81,116	84,432	165,548
アルミ市場	29,268	36,608	65,876
天然ゴム指数市場	110,823	88,987	199,810
ニッケル市場	7,942	7,550	15,492
畜産物市場	—	14,000	14,000
綿糸市場	—	800	800
合 計	2,452,979	2,531,798	4,984,777

## ④ 対処すべき課題

わが国経済は、企業収益の低迷や雇用や所得不安による個人消費の低迷により、景気の不透明感が払拭できないまま推移することが予測されます。

このような厳しい環境の中、商品先物業界においては、2004年末には手数料の完全自由化が予定されております。当社は、手数料完全自由化に備えるべく、新規上場予定の軽油等、取扱い上場商品の拡大及び効率的な業務運営に努める一方、財務体質や営業基盤の強化を図り、顧客の要望に最大に応えられる金融総合商社を目指してまいります。

## ⑤ 受託業務管理規則

### (目的)

第 1 条 この規則は、自己責任の徹底と委託者の保護育成を図るため、受託業務の適正な運営及びその管理について必要な事項を定める。

### (管理組織)

第 2 条 当社は、受託業務に係る社内管理の経営上の責任体制の明確化を図るため、本店の管理部を主体として、本店及び従たる営業所ごとに管理担当班の責任者を置くものとする。

2 項 受託業務に係る総括管理及び第 11 条に定める管理担当班の職務の統括調整を行うため、本店に総括責任者及び副総括責任者を置くものとする。

①・ 副総括責任者は、総括責任者の職務を代理する。

3 項 総括責任者、副総括責任者及び管理担当班の責任者は次の者とする。

①・ 総括責任者は取締役とする。

②・ 副総括責任者は部長職以上とする。

③・ 管理担当班の責任者は、本店においては本店長職以上、従たる営業所においては支店長職以上、又は管理部門責任者、又はこれらと同格以上の者とする。

### (取締役会への報告)

第 3 条 社内管理体制の遂行状況、遵守状況については必要に応じ取締役会に報告し、改善を要すると認められる事項がある場合には、取締役会の決議を経て具体的改善措置を講ずるものとする。

### (商品先物取引不適格者の参入防止)

第 4 条 当社は、次号に該当する者に対し、勧誘又は受託を行わないものとする。

但し、本人から取引を行いたい旨の書面の申出があり、総括責任者が正当な理由があると認めた場合に限り、受託することができるものとする。

①・ 未成年者、成年被後見人、被補佐人及び精神障害者。

②・ 恩給・年金・退職金・社会保険給付金等により主として生計を維持する者。

③・ 生活保護法被適用者。

④・ 長期入院患者等随時連絡が取れない者。

### (商品先物取引不適格者の特例)

第 5 条 当社は、委託者が次に掲げることが判明したときは、不適格者に準ずる者として一切の勧誘又は受託を行わないものとする。

但し、本人から取引を行いたい旨の書面の申出があり、総括責任者が正当な理由があると認めた場合に限り、受託することができるものとする。

①・ 自宅療養者等医療費が収入の 50%を占めている者。

②・ 一定の所得及び貯蓄を有しない者。

### (適格性審査)

第 6 条 不適格者の参入を防止するとともに、適格性の高い委託者の参加拡大を目指すため、建玉前に顧客の適格性を精査するものとする。

①・ 顧客情報を的確に把握するための書面(商品先物取引理解度等確認書(兼)口座設定申込書)を顧客から徴収し、それに基づく管理担当班責任者、又は総括責任者、若しくは副総括責任者の所見及び受託の適否を記載した顧客カードを作成する。

②・ 顧客情報から商品取引市場における適合性の原則並びに自己責任原則の精査を行い

先物市場への参入を適否するものとする。

- ③・ 管理担当班責任者、又は総括責任者、若しくは副総括責任者がその者の資金力、理解度から判断して商品先物取引を行うにあたり相応しくないと認定した委託者に対しては受託を行わないものとする。

(商品先物取引理解度等確認書(兼)口座設定申込書の徴収)

第7条 当社は、顧客の取引に対する主体性を確認するため、次の各号に定める事項を記載した(商品先物取引理解度等確認書(兼)口座設定申込書)を顧客から徴収するものとする。

- ①・ 氏名、性別、年齢、住所、連絡先。
- ②・ 家族構成。
- ③・ 職業、役職、勤務先名、勤務先住所。
- ④・ 年収等。
- ⑤・ 先物取引の経験の有無。
- ⑥・ 株式等の経験の有無。
- ⑦・ 投資予定額。
- ⑧・ 商品先物取引の説明に関する事項(交付書面の受領の有無、説明を受けたことの確認、説明の内容〔取引の仕組み、損失リスク〕についての理解度、取引意思)。

(顧客カードの整備)

第8条 当社は、本店及び従たる営業所ごとに商品先物取引を行おうとする顧客について、次に掲げる事項を記載した顧客カードを備え付けるものとする。

- ①・ 氏名、性別、年齢、家族構成、住所及び連絡先。
  - ②・ 職業、会社名、役職名及び勤務先住所。
  - ③・ 商品先物取引及び証券取引等の経験の有無。
  - ④・ その他必要と認める事項。
  - ⑤・ 投資予定額。
- 2項 顧客カードは、すべて本店管理部が保管するものとする。

(勧誘の際の説明)

第9条 商品先物取引の委託の勧誘にあたっては、「受託契約準則」、「商品先物取引—委託のガイド」「予想が外れた場合の売買対処説明書」等の関係書面を交付し、商品先物取引の仕組み等を十分に説明し、顧客の判断と責任において取引を行うことについて、顧客に十分な自覚を促したうえで参加を求めることとする。

(委託者の保護育成措置)

第10条 当社は、商品先物取引に参入するにふさわしい健全な委託者層の拡大を図るため、商品先物取引の経験のない委託者については一定の習熟期間を設け、次に掲げる保護育成措置を講ずるものとする。

- ①・ 委託者に対し、第9条に定める説明を行うことにより商品先物取引についての十分な理解と認識を求めること。
- ②・ 建玉前に「商品先物取引理解度等確認書(兼)口座設定申込書」を徴収し、その内容を基に取引意思の確認及び適格性を精査すること。
- ③・ 取引にあたっては、特に委託追証抛金及び損失の発生についての理解を求め、当該委託者の資金力、経済力からみて明らかに不相応と判断される取引については、これを抑制する等の措置を講ずること。
- ④・ 商品先物取引の経験のない新たな委託者からの受託にあたっては委託者保護の徹底とその育成を図るため、当該委託者の資質・資力等を考慮の上、相応の建玉枚数の範囲においてこれを行うものとする。



この場合において、商品先物取引の経験のない委託者の建玉枚数に係る外務員の判断枠、当該委託者から当該判断枠を超える建玉の要請があった場合の審査等につき、別に定めるものとする。

- ⑤・ 委託者には取引開始後も再確認のため、取引に対する理解度・判断力等に関するアンケートを行うことにより、適切な受託業務管理を行うとともに、取引期間中に新たに不適格者(これと同等の取扱を要する者を含む。)に該当するか否かを判断し、これに該当することとなった場合には、当該者に係る取扱いを適用する。
- ⑥・ 当社又は他の商品取引員において、商品先物取引及び金融・証券の先物取引の経験を有する者は、本条より除外する。

#### (管理担当班の職務)

第11条 管理担当班の職務は次の通りとする。

- ①・ 「顧客カード」の精査による顧客の選別並びに受託の適否の決定。
- ②・ 「商品先物取引理解度等確認書(兼)口座設定申込書」による適格性の精査及び保管。
- ③・ 顧客管理のための「顧客カード」の整備。
- ④・ 委託者の資金力・経済力からみて不相応と判断される取引の抑制。
- ⑤・ 商品先物取引の経験のない委託者からの受託に係る取扱要領に基づく審査。
- ⑥・ 登録外務員等の委託者に対する連絡サービス状況の掌握及び営業部門に対する指導。
- ⑦・ 取引内容に異常な徴候が認められた場合の迅速適切な措置。
- ⑧・ 外務員に対する関係法令諸規則等の遵守に係る指導及び遵守状況の監視並びに不適切な事実を発見した場合の迅速適切な措置。
- ⑨・ 委託者からの苦情・紛争に対する適切な対応。
- ⑩・ 過去に恣意的に紛争を多発した委託者の参入予防措置。
- ⑪・ 商品先物取引に必要な知識の啓蒙普及並びに委託者の理解度を向上させるために必要な措置。
- ⑫・ その他委託者の保護育成に必要と認められる事項。

#### (売買指示時における取引意志の確認)

第12条 当社は、委託者の売買指示時における取引意志の確認と、その意志を執行したことの記録をするものとする。

#### (不正資金の流入防止措置)

第13条 当社は、以下の各号に定める顧客又は委託者から不正資金の流入を回避するため、次項以下の措置を講ずるものとする。

- ①・ 銀行、農業・漁業の協同組合、信用組合、信用金庫、郵便局等の金融機関における金銭、有価証券等の取扱担当者。
  - ②・ 国・地方公共団体、その他公益機関の金銭、有価証券等の取扱担当者。
  - ③・ 民間企業等における金銭、有価証券等の取扱担当者。
- 2項 前項各号に該当する顧客にあっては、預託時に当該資金が自己資金である旨を申述する直筆書面(以下、「自己資金申出書」と云う。)の提出を求めるものとする。
- 3項 「自己資金申出書」を提出した第1項各号に該当する委託者から、入金累計額が別に定める基準を超過する新たな預託が有る場合には、同基準から1千万円を超過する都度に、当該預託資金が自己資金であることを直筆した「自己資金追加申出書」の提出を求めるとともに、当該委託者の資金等に関する面談等調査を開始するものとする。
- ①・ 面談等調査は管理部が実施し、営業部はこれに協力するものとする。
  - ②・ 面談等調査に係る記録を作成し、7年間保存するものとする。
- 4項 総括責任者は、顧客又は委託者から第2項又は第3項に規定する書面の提出がない場合には、新規の建玉又は新たな証拠金の預託を受けないものとする。

- 5項 当社は、委託者が不正資金を預託していたことが判明した時は、当該委託者に対して速やかに決済するよう要請するとともに、その後の預託は、不正資金の有無に拘らず受託しないものとする。

(委託本証拠金の額等に係る措置)

第14条 委託本証拠金の額等は、全ての上場商品につき、取引所が定める委託本証拠金基準額と同額とする。

- 2項 委託本証拠金の額等に係る社内責任者として総括責任者を定め、その内容について社内に徹底するとともに、委託者に周知し、その記録を7年間保存する。

(違反者に対する懲戒)

第15条 本規則に違反した者に対しては、当社が設置する受託業務適正化委員会に諮り、これを懲戒する。

但し、当該違反者は、委員会に出席して弁明することができる。

第16条 本規則は、日本商品先物取引協会へ届け出るものとする。  
尚、これを変更したときも同様とする。

(付 則)

- 第1条 本規則は平成10年9月1日より実施する。  
第2条 平成13年6月1日改定実施  
第3条 平成13年8月1日改定実施  
第4条 平成15年4月1日改定実施  
第5条 平成15年6月6日改定実施

## ⑥ 外務員の登録状況

期首 登録外務員数	新規登録数	登録抹消数	期末 登録外務員数
243名	81名	89名	235名

## ⑦ 委託者に関する事項

期首 委託者数	新規 委託者数	期末 委託者数
2,157名	1,426名	1,532名

## ⑧ 苦情・紛争に関する事項

平成14年度中の受付件数及び処理結果

苦情 申出事由	件数	処 理 結 果			処 理 中
		解 決	取 下 げ	打 切 り	
勧誘時に係るもの	0	0	0	0	0
取引に係るもの	3	2	0	1	0
取引終了時に係るもの	1	1	0	0	0
その他に係るもの	1	1	0	0	0
合 計	5	4	0	1	0

- (注) 1. 「苦情」とは受託等業務に関し、委託者等が当社に対して異議、不平、不満等を表明したもの、又は日商協にその解決の申出のあったもの。  
 2. 「申出事由」は申出人の主張に従って分類したもの。  
 3. 「処理結果」の「解決」は当事者間で自主解決したもの、「取下げ」は申出人が誤解等を認めて取り下げたもの、「打切り」は当事者間で自主解決ができなかったもの。

紛争 申出事由	件数	処 理 結 果			処 理 中
		解 決	取 下 げ	打 切 り	
勧誘時に係るもの	0	0	0	0	0
取引に係るもの	6	1	0	1	4
取引終了時に係るもの	0	0	0	0	0
その他に係るもの	0	0	0	0	0
合 計	6	1	0	1	4

- (注) 1. 「紛争」とは受託等業務に関し、委託者等の異議、不平、不満等に起因する当事者間の主張の対立が具体化、先鋭化し、委託者等が取引所に紛争仲介の申出をし、又は日商協にあっせん若しくは調停の申出をしたもの。  
 2. 「申出事由」は申出人の主張に従って分類したもの。  
 3. 「処理結果」の「解決」は取引所又は日商協の仲介により解決したもの、「取下げ」は当事者間の話し合いにより申出人が仲介の申出を取り下げたもの、「不調」は仲介で解決ができなかったもの。

## ⑨ 訴訟に関する事項

(1) 平成14年度中の係争

訴訟件数	判 決	和 解	係 争 中
10件	0件	5件	5件

### 3. 経理の状況

#### ① 貸借対照表

光陽トラスト株式会社

#### 第53期 貸借対照表 (平成15年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	[ 10,187,382 ]	<b>流動負債</b>	[ 9,159,043 ]
現金・預金	4,350,691	委託者未払金	503,231
委託者未収金	225,444	短期借入金	400,000
前払金	21,455	1年以内返済予定長期借入金	120,000
保管有価証券	196,330	未払法人税等	859,000
差入保証金	2,590,397	預り委託証拠金(現)	6,656,123
商品取引責任準備預託金	357,501	預り委託証拠金(有)	196,330
委託者先物取引差金	2,232,344	預り金	32,632
未収入金	58,623	未払金	143,472
繰延税金資産	61,529	未払費用	213,843
その他の流動資産	97,262	未払消費税等	34,410
貸倒引当金	△ 4,198		
<b>固定資産</b>	[ 5,111,986 ]	<b>固定負債</b>	[ 236,341 ]
<b>有形固定資産</b>	( 3,605,485 )	長期借入金	210,000
建物	628,208	退職給付引当金	26,341
構築物	54,878		
車両	9,632	<b>引当金</b>	[ 357,501 ]
什器備品	85,596	商品取引責任準備金	357,501
土地	2,827,169		
<b>無形固定資産</b>	( 118,274 )	<b>負債合計</b>	9,752,886
営業権	3,663		
電話加入権	46,512	<b>(資本の部)</b>	
ソフトウェア	68,097	<b>資本金</b>	1,535,012
<b>投資等</b>	( 1,388,227 )	<b>利益剰余金</b>	[ 4,005,731 ]
投資有価証券	59,290	利益準備金	245,584
出資金・加入金	82,942	任意積立金	2,212,762
長期未収債権	244,803	当期末処分利益	1,547,385
長期差入保証金	926,847	(うち当期利益)	( 1,153,878 )
長期貸付金	13,175	<b>株式等評価差額金</b>	5,739
長期前払費用	8,880		
繰延税金資産	152,805	<b>資本合計</b>	5,546,482
その他投資	30,791		
貸倒引当金	△ 131,307	<b>負債・資本合計</b>	15,299,368
<b>資産合計</b>	15,299,368		

## 第53期 損益計算書

自 平成14年4月 1日

至 平成15年3月31日

(単位：千円)

科 目		金 額	
経常 損益 の 部	営業損益	営業収益	7,370,547
		受取手数料	6,126,280
		売買損益	1,244,266
		営業費用	5,529,402
		販売費及び一般管理費	5,529,402
	営業利益		1,841,144
	営業外損益	営業外収益	67,339
		受取利息及び配当金	10,731
		その他	56,608
		営業外費用	43,929
支払利息		29,628	
その他	14,300		
経常利益		1,864,555	
特別 損益 の 部	特別利益	410,541	
	貸倒引当金戻入	410,541	
	特別損失	164,465	
	商品取引責任準備金繰入	123,658	
	固定資産除売却損	44,080	
税引前当期利益		2,110,631	
法人税・住民税及び事業税		999,140	
法人税等調整額		△ 42,387	
当期利益		1,153,878	
前期繰越利益		393,506	
当期未処分利益		1,547,385	

### ③ 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
- (a) その他有価証券
- 時価のあるもの・・・決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
- 時価のないもの・・・移動平均法による原価法
- (b) 保管有価証券は商品取引所法の規定により商品取引所が定めた充用価格によっており、主な有価証券の価格は次の通りであります。
- |            |              |
|------------|--------------|
| 利付国債証券     | 額面金額の 80～85% |
| 社債(上場銘柄)   | 額面金額の 65%    |
| 株券(一部上場銘柄) | 時価の 70%相当額   |
| 倉荷証券       | 時価の 70%相当額   |
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- 有形固定資産・・・定率法〔但し、平成10年4月1日以降取得の建物(付属設備除く)については定額法〕
- 無形固定資産・・・定額法 ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年間)に基づく定額法
- (3) 引当金及び特別法上の準備金の計上基準
- (a) 貸倒引当金
- 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (b) 退職給付引当金
- 従業員の退職給付に備えるため、期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、期末に発生していると認められる額を計上しております。なお会計基準変更時差異(92百万円)については、10年による按分額を費用処理しております。
- (c) 商品取引責任準備金
- 商品先物取引事故による損失に備えるため商品取引所法に基づき、定める額を計上しております。
- (4) 営業収益の計上基準
- (a) 受取手数料
- イ) 商品先物取引・・・委託者が取引を転売又は買戻し及び受渡しにより決済した時に計上しております。
- ロ) オプション取引・・・委託者の売付け又は買付けに係る取引が成立した時に計上しております。
- (b) 売買損益
- イ) 商品先物取引損益・・・反対売買により取引きを決済した時に計上しております。
- ロ) 商品先物評価損益・・・自己の未決済玉を時価評価し計上しております。
- (5) リース取引の処理方法
- リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- (6) 消費税及び地方消費税は税抜き方式を採用しております。
- (7) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- (8) 会計方針の変更
- (a) 自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準
- 当期から「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」(企業会計基準第1号)が適用されることになったことに伴い、同会計基準によっている。これによる当期の損益に与える影響はありません。なお、当期から平成14年4月1日より施行された商法施行規則により、資本の部を資本金の部、資本剰余金の部、利益剰余金の部及び株式等評価差額金の部に区分して表示しております。
- (b) 1株当たり情報
- 当期から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)が適用されたことに伴い、当期から同会計基準及び適用指針によっている。なお、同会計基準及び適用指針を前事業年度に適用した場合の1株当たり当期純利益は375円85銭となります。

#### ④ 注記事項

##### 【貸借対照表関係】

##### 1. イ. 担保資産

担保に供している資産の内訳及び対応する債務の内訳は次のとおりであります。

担保資産の内訳	定期預金	573,278千円
	建物	595,373千円
	土地	2,700,000千円
	合計	3,868,651千円
対応する債務の内訳	短期借入金	400,000千円
	一年以内返済予定長期借入金	120,000千円
	長期借入金	210,000千円
	合計	730,000千円

##### ロ. 預託資産

取引証拠金等の代用として次の資産を商品取引所へ預託しております。

投資有価証券	12,090千円
保管有価証券	174,162千円
合計	186,252千円

##### ハ. 分離保管資産

商品取引所法第136条の15の規定に基づいて分離保管されている資産の内訳は次のとおりであります。

定期預金	100千円
普通預金	2,571,125千円
指定金銭信託預金	1,130,000千円
合計	3,701,225千円

- 委託者未収金のうち、無担保のものは171,973千円、うち発生から1年を経過しているものは163,276千円であります。なお、投資の部に計上されているものは、244,803千円であります。
- 商品取引責任準備預託金は、商品先物取引事故に備えるための日本商品先物取引協会への預託金で、日本商品先物取引協会の定款に基づくものであります。
- 委託者先物取引差金は、委託者の未決済玉を決済したと仮定して計算した委託者の売買損(売買益)相当額を、委託者に代わって取引所に立替払いした(取引所から預かった)金額であります。この金額は、すべての委託者の各商品取引所の商品ごとに合計して算出したものです。
- 平成14年改正前商法第290条第1項6号に規定する時価を付したことにより増加した貸借対照表の純資産は、5,739千円であります。
- 自己の未決済取引に係る取引証拠金は599,153千円であります。
- 有形固定資産の減価償却累計額は673,749千円であります。

8. 1株当たり当期利益は347円67銭であります。  
 なお、損益計算書上の当期利益の額は1,153,878千円、1株当たり当期利益の算定に用いられた普通株式に係る当期利益の額は1,067,374千円、これらの差額は役員賞与86,503千円である。また、1株当たりの算定に用いられた普通株式の期中平均株式数は3,070千株であります。
9. 貸借対照表に計上した固定資産の他、電子計算機器及びその周辺機器、その他の事務用機器ならびに車輛運搬具の一部についてはリース契約により使用しております。
10. 平成14年改正前商法第290条第1項6号に規定する時価を付したことにより増加した貸借対照表上の純資産額は5,739千円であります。

#### 【損益計算書関係】

1. 受取手数料の内訳

商品先物取引	6,126,280 千円
オプション取引	—
商品ファンド	—
合 計	6,126,280 千円

2. 売買損益の内訳

商品先物決済損益	1,033,951 千円
商品先物評価損益	210,315 千円
合 計	1,244,266 千円



第53期 利益処分計算書

(株主総会承認日 平成15年6月24日)

(単位：円)

科 目	金 額
当 期 未 処 分 利 益	1,547,385,427
利 益 処 分 額	
利 益 準 備 金	27,416,000
株 主 配 当 金	184,201,440
役 員 賞 与 金	86,503,750
次 期 繰 越 利 益	1,249,264,237

## ⑥ 監査に関する事項

当社は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条に基づき新日本監査法人の監査を受けております。

## ⑦ 財務比率

諸 項 目	比 率
(a) 純資産余裕比率 $[\frac{\text{純資産額}}{\text{必要純資産}} \times 100]$	337%
(b) 自己資本資本金比率 $[\frac{\text{自己資本}}{\text{資本金}} \times 100]$	361%
(c) 自己資本比率 $[\frac{\text{自己資本}}{\text{総資本}} \times 100]$	36%
(d) 修正自己資本比率 $[\frac{\text{自己資本}}{(\text{総資産額} - \text{委託者に係る取引所預託金} - \text{分離保管措置額})} \times 100]$ *1	43%
(e) 当座性資金等比率 $[\frac{\text{当座性資金等}}{\text{流動負債額}} \times 100]$	105%
(f) 委託者未収金比率 $[\frac{\text{委託者未収金}}{\text{純資産額}} \times 100]$	8%
(g) 借入金比率 $[\frac{(\text{借入金} + \text{借入有価証券} + \text{社債})}{\text{総資産額}} \times 100]$	5%
(h) 経常収支率 $[\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100]$	130%
(i) 負債比率 $[\frac{\text{負債合計}}{\text{純資産額}} \times 100]$	159%
(j) 流動比率 $[\frac{\text{流動資産額}}{\text{流動負債額}} \times 100]$	111%
(k) 委託手数料収益比率 $[\frac{\text{委託手数料}}{\text{経常収益}} \times 100]$	82%
(l) 自己売買収益比率 $[\frac{\text{自己売買収益}}{\text{経常収益}} \times 100]$	17%

\*1 資産総額から、委託者資産のうち取引所への預託金額及び委託者債権の保全制度に基づいて金融機関に預託されている額を控除した額を用いて計算された自己資本比率となっております。